

広島県告示第951号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての^{しゅん}竣功を次のとおり認可した。

令和4年12月26日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 ^{しゅん}竣功認可年月日

令和4年12月1日

2 ^{しゅん}竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町10番52号

広島県

(2) 代表者の氏名

広島県知事 湯崎 英彦

3 埋立区域

(1) 位置

第3-1工区

広島市南区出島三丁目1番66から同四丁目1番18を経て、同3番12に至る間の地先公有水面

(2) 区域

第3-1工区

次の各地点のうち、77の地点から78の地点、90の地点、91の地点、73の地点、72の地点、53の地点までを順次に結んだ線、53の地点から66の地点までを結ぶ昭和51年9月4日付け広島県指令港第365号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C. D. L. +3.94mにより決定）、66の地点と67の地点を結ぶ平成6年の秋分の満潮位（C. D. L. +3.86m）における公有水面と出島南3号護岸補強コンクリート工との境界線及び77の地点と67の地点を結ぶ平成6年の秋分の満潮位（C. D. L. +3.86m）における公有水面と出島南3号護岸補強コンクリート工との境界線により囲まれた区域。

77の地点 広島市南区元宇品町元宇品公園の国土地理院四等三角点「元宇品」（北緯34度20分28.832秒，東経132度27分45.326秒，標高52.22m）から288度21分31秒，1,089.88mの地点

78の地点 77の地点から 193度40分00秒 210.31mの地点

90の地点 78の地点から 215度28分06秒 24.45mの地点

91の地点 90の地点から 283度40分00秒 530.92mの地点

73の地点 91の地点から 13度40分00秒 228.20mの地点

72の地点	73の地点から	103度40分00秒	400.15mの地点
53の地点	72の地点から	12度05分52秒	2.09mの地点
54の地点	53の地点から	102度06分05秒	30.10mの地点
55の地点	54の地点から	12度06分05秒	0.70mの地点
56の地点	55の地点から	102度06分05秒	5.70mの地点
57の地点	56の地点から	12度06分05秒	3.05mの地点
58の地点	57の地点から	35度08分45秒	1.34mの地点
59の地点	58の地点から	12度06分05秒	14.86mの地点
60の地点	59の地点から	102度06分05秒	5.57mの地点
61の地点	60の地点から	192度06分05秒	14.86mの地点
62の地点	61の地点から	169度03分25秒	1.34mの地点
63の地点	62の地点から	192度06分05秒	3.05mの地点
64の地点	63の地点から	102度06分05秒	5.70mの地点
65の地点	64の地点から	192度06分05秒	0.70mの地点
66の地点	65の地点から	102度06分05秒	80.07mの地点
67の地点	66の地点から	192度06分05秒	1.13mの地点

(3) 面積

第3-1工区

123,793.67平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成8年3月28日 広島県告示第367号

(平成8年3月19日付け指令港第221号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

広島市